

重要事項説明書

2023（令和5）年度



1. 名 称 チーたん
2. 誕生日 平成25年2月15日
※鹿児島別院屋根に獅子口が乗った日
3. 仕 事 お寺等の活動をPR
4. 性 格 人なつっこくて明るい性格
いつも阿弥陀さまに手を合わせ、
お念仏を称えている。
5. 特 徴 チタン瓦を頭に乘せて軽やかに、しかも、しっかりとした
土台（耐震・耐久性能UP）
でありながら速やかに行動する。
お顔は、かるかん。

社会福祉法人 見真福祉会
ほうおん保育園

ほうおん保育園 重要事項説明書

<令和5年4月1日以降>

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 見真福祉会
代 表 者 氏 名	理事長 林 正美
所 在 地	鹿児島県肝属郡錦江町田代川原 273-3
電 話 番 号	0994-25-2037

(2) 保育所の概要

施 設 の 種 類	認可保育所
施 設 の 名 称	ほうおん保育園
施 設 の 所 在 地	鹿児島市与次郎1丁目2番23号
認 可 年 月 日	平成29年3月31日
連 絡 先	電話：(099)252-5151 FAX：(099)252-5000
管 理 者	園長 谷口久美子
認 可 定 員	60名

2 施設の目的・運営方針

就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう、豊かな宗教的情操教育の中で、心身の調和的発達を図り幸せな生活のできる礎を築くとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営します。

(1) 保育計画

組・グループ	保 育 計 画
0 歳 児	生理的欲求を満たし、保育士との触れ合いに心地よさを感じることで、愛着関係を育む。
1 歳 児	保育者との信頼関係の中、探索活動を十分満たし、他児に対する関心や物事への興味や好奇心を育てる。
2 歳 児	基本的な生活習慣を身につけながら、保育士に甘えたり、自己主張をしたり、自分の気持ちをいろいろな手段で表現する。

3 歳 児	保育士に自分の思いや行動を受け止めてもらい、友達と一緒に遊ぶことを楽しみながら、人との関わりを深めてゆく。
4 歳 児	友達と様々な道具や遊びに挑戦しながら自分を表現したり、相手を思いやったりして集団行動を楽しむ。
5 歳 児	生活や遊びの中で一つの目標に向かい、友だちと力を合わせて活動し、達成感や充実感を味わう。
そ の 他 (年間行事等)	入園式・花まつり・身体測定・誕生会・避難訓練・消防訓練・七夕まつり・水遊び・夕涼み会・運動会・豆まき・遠足・卒園式・体育教室・園外保育・クッキング

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児	午前 9 時 20 分頃	午前 11 時 10 分頃	午後 3 時頃
1 歳児		午前 11 時 40 分頃	
2 歳児			
3 歳児	\	午前 11 時 45 分頃	
4 歳児			
5 歳児			

※当園では、2号認定の利用乳幼児に対して主食を提供し、完全給食としています。(完全給食のご利用にあたっては、3歳児以上のお子さんについて、国で示された幼児教育無償化に伴い、給食費の実費徴収となります。)

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

(1) 職務内容と配置数 (令和4年4月1日予定)

	職 務 内 容	常 勤	非 常 勤
施 設 長 (園 長)	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決責任者として苦情の解決にあたります。	1 人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1 人以上	—
保 育 士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	10 人程度	5 人程度
栄 養 士	子どもの栄養の指導を行います。	1 人	—
調 理 員	給食の調理を行います。	—	2 人程度
事 務 職 員	建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。	1 人程度 他職と兼務有	—

医 師	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託
歯 科 医 師	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託
備考		
1 鹿児島市が規定する関連条例を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。		
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。		

4 保育を行う日及び時間など

当園では、教育・保育を提供する時間及び日を次のように定めています。

(1) 保育時間

保 育 必 要 量 の 区 分	対 象 時 間
保 育 標 準 時 間	7時00分から18時00分までの範囲内
保 育 短 時 間	8時00分から16時00分までの範囲内

(2) 時間外保育

保 育 必 要 量	対 象 時 間
保 育 標 準 時 間	18時00分から19時00分までの範囲内
保 育 短 時 間	7時から8時までの範囲内 16時00分から19時00分までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます）また、年度末2日間は休園となります。

(4) 家庭における保育のお願い

お盆の時期や卒園式等の行事の時には、ご家庭における保育をお願いする場合がありますのでご協力をよろしく申し上げます。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、事前にご相談下さい。

(5) 一時預かり保育について

保護者の方の就労や疾病、出産等により一時的に家庭内での保育が困難となるお子様を一時的にお預かりして保育をします。保育日は保育を提供する日に準じます。

お支払いについてはご利用の状況により、お迎え時、もしくは月払いとさせていただきます。また、職員の配置や面接のうえ、お預かりすることになりますのでご了承下さい。

保育時間

保育時間	利用料金
9時から16時30分	3歳以上児 1日につき 2000円（給食費・おやつ代等を含む）
	3歳未満児 1日につき 2500円（給食費・おやつ代等を含む）

(6) 延長保育に関する実施要綱及び徴収基準について

延長保育には、申請書提出が必要な月極（継続）利用と日割り（一回単位）利用があります。申請書等に関しましてわからないことがありましたらお気軽に保育士へお尋ね下さい。
なお必要に応じて別途書類を提出して頂くことがあります。

◇対象となる児童（以下の①～③までのすべてにあてはまる児童です）

- ①ほうおん保育園の在園児童、または3月までに入所・転園の内定した児童
- ②保護者が勤務時間及び通勤時間等により延長保育の時間帯に常に保育できない児童
- ③延長保育時間までにお迎えできる同居親族が常に近隣にいない児童

◇延長保育時間

開園時間の7：00から18：00の後、18：00から19：00が延長保育時間です。
※日割り（一回単位）利用の場合、間食準備等のため連絡を下さい。
延長保育を利用される場合は、おやつ準備等もありますので、できるだけ17時までにご連絡下さい。延長保育時間は19時までです。

※19：00を過ぎそうな場合はご連絡を下さい。

◇延長保育

	月極（継続）利用	日割り（一回単位）
18：00～19：00	5000円	100円/18:00～18:30 200円/18:30～19:00

※間食（おやつ代）含む 18：00に間食（おやつ）があります。

※19：00を過ぎると上記延長保育料金以外に30分毎に300円かかります。

◇申込方法

延長保育を利用する方は担任または保育士へお申し込み下さい。お申込順にご利用頂きますが、希望者が多くお受けできない場合もあります。その際はご了承下さい。入所・転園または3月までに入所・転園内定して2ヶ月以内に申込する場合は、事後提出でも構いません。

◇延長保育料のお支払い

通常の保育料とは別にかかります。延長保育料は当月末締めで翌月16日前後にご請求します。
月極、日割り利用者とも口座引落（Kネット）にて翌月25日にお支払い下さい。
2人目以降のお子様の延長保育料減額はありませぬ。

◇延長保育実施のお願い

お迎えの時間は、お子様の心身の健康状態を考えますと極力早めにしてください。
また、発熱や体調不良の子どもさんはお預かりできませんので、ご了承ください。

5 保護者の負担について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、鹿児島市へお支払いください。保育料や具体的な支払方法等については、お住まいの市の保育幼稚園課へお問い合わせください。

幼児教育の無償化に伴い、3歳児以上のお子さんは、給食費 5500 円を徴収します。

種類	理由	金額	支払方法
3・4・5歳児 給食費	3・4・5歳児は、保育料に給食費が含まれていないため	主食費 1000 円/月 副食費 4500 円/月	未締めで翌月 25 日に口座引落

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。この場合、あらかじめ費用をご負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

ア. 教材、体育服等の実費について

※別紙参照

イ. 時間外保育に係る保育料

項目		日額	月極
保育標準時間	18:00 から 19:00 まで (延長保育)	100 円 / 18:00~18:30 200 円 / 18:30~19:00	5000 円
保育標準時間	19:00 を超えた場合	300 円 / 30 分	—
保育短時間	7:00 から 8:00 まで	100 円 / 30 分	—
保育短時間	16:00 から 18:00 まで	100 円 / 30 分	—

ご利用料金は翌月 16 日前後に請求いたします。

口座引落 (Kネット) にてお支払いください。

6 利用定員について

(1) 利用定員

子どもの区分		定員
2号認定子ども		30名
3号認定子ども	1歳以上	20名
	1歳未満	10名

(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受け入れる場合があります。

7 利用の開始および終了に関する事項等

- (1) 本園は、鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。
- (2) 鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。
- (3) 保育の提供の終了
当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。
 - ア 小学校に就学したとき。
 - イ 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - ウ 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - エ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
 - オ 子どもの居住地市町村と協議の上保育の提供が適当と認められないとき。
 - カ 保護者から退園の申出又は転園したとき。

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- (1) 保育中に容体の変化があったとき
当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。

ア 内科

医療機関の名称	らららこどもクリニック
医院長名	渡邊 健二
所在地	鹿児島市中央町 32-37 中央町泌尿器科 2 F
電話番号	099-813-8170

イ 歯科医

医療機関の名称	すがわらデンタルクリニック
医院長名	菅原 はるか
所在地	鹿児島市南林寺町 9-5-1F
電話番号	099-295-6024

ウ 薬剤師

薬剤師名	軀川 導康
所在地	肝属郡肝付町南方 2 5 7
電話番号	0994-67-2137

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次の通りです。

第一避難場所		第二避難場所	
名称	園庭	名称	八幡小学校
園からの距離		園からの距離	500m
所要時間		所要時間	徒歩 8 分

津波による避難場所

避難場所	
名称	園舎 2 階
園からの距離	
所要時間	

イ 引き渡しについて

災害などの発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。

ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関などに混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

(4) 非常災害対策

(5) 当園では、非常災害に備え、次の取り組みを行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用電気 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防火処理 有 各部屋に非常用持ち出しリュック（最低限必要と考えられる避難用品一式）その他～ビスケット 160 食、飲料水 500ml 120 本 携帯ラジオ等、紙おむつ、など
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、毎月、避難訓練・消火訓練を実施します。また、年に二度、消防署と連携した訓練を行います。

9 要望・相談の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・解決責任者 園長 谷口 久美子 ・受付担当者 主任 坂口 理恵 ・ご利用時間 当園開園日 開所時間内 ・電話番号 (099)-252-5151 ・F A X (099)-252-5000 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	佐々木 哲生 (アソカども園 園長)
	内園 修子 (大根占幼稚園 主幹保育教諭)
	宮地 せき子 (宮地製材役員)

10 保険に関する事項

当園では、以下の保険に加入しております。

保険の種類	保険会社の名称	契約内容
賠償責任保険	損害保険ジャパン株式会社	1億円
火災保険	損害保険ジャパン株式会社	2億1000万円

11 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

12 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取り扱います。また、次に掲げる場合は、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令に基づき支給認定を行った市町村に対し報告などが必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

当園では、児童及び保護者等に係る個人情報について、個人情報使用同意書に記載のある目的のために必要最小限の範囲内において使用することにしております。

1 3 当園におけるその他留意点

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日までに欠席の連絡する又は登園が遅れる場合は、午前9時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	感染症罹患後の登園については、「登園許可についての医師の意見書」を提出してもらいます。
発熱等体調不良時の対応について	発熱・下痢・嘔吐・激しい咳等がある場合は休んでいただき、早めの受診をお願いします。 発熱（37.5度以上）や呼吸症状が認められ場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を避け、ご自宅でお過ごしいただくようお願いします。
投薬について	やむを得ない場合には、投薬を行います。投薬に際しての決まりは以下の通りです。 ①登園時に依頼書作成 ②薬は基本食後 ③病院で処方された薬のみ ④解熱だけの薬、座薬や頓薬の投与はしません ⑤薬は1回分のみの預かり ⑥薬は必ず職員へ手渡ししてください
乳幼児突然死症候群（SIDS）について	健康面に異常のない赤ちゃんが、寝ている間に原因不明で命を亡くす病気です。厚生労働省の調べでも原因は、まだ不明との見解ですが、睡眠中の確認を定時にいき、保護者の皆様と一緒に対応を心がけます。
喫煙	当園の施設内はすべて禁煙です。
政治活動、営利活動 宗教活動	利用者の思想、信仰、信条は自由ですが、他の利用者に対する、政治活動、営利活動及び宗教活動はご遠慮ください。

1 4 その他

当該重要事項説明書に定める他、入園、利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する「保育園のしおり」において提示するものとします。当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行います。

別表 実費徴収

実費徴収については、基本的に毎月 25 日に口座引落（K ネット）にて、徴収します。
事前登録が必要になります。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児給食費	2号認定に係る給食費	主食費 月額1,000円 副食費 月額4,500円

対象	内容、負担を求める理由及び目的	金額
5, 4, 3歳児	教育絵本 (@430×12ヶ月=5,160円) 制服貸出 (5,000円) 夏服支給 (3,080円) 体育服支給 (3,960円) カラー帽子支給 (1,034円)	年額15,000円 (4, 10, 1月に 5000円ずつ ご請求します)
2, 1, 0歳児	カラー帽子支給 (1,034円) 体育服貸出 (500円)	年額1,500円
3歳児	ピアノ (鍵盤ハーモニカ)	5,300円程度
4歳児	ハーモニカ	1,500円程度
5, 4, 3歳児	通園帽子 (希望者のみ) 通園バック (希望者のみ)	2,500円程度 5,500円程度

3歳未満のお子さんは、名札 (130円)、連絡帳ケース (320円)、連絡帳0歳児 (400円)、1・2歳児連絡帳 (170円)、1・2歳児自由画帳 (260円)

3歳以上のお子さんは、連絡帳ケース (320円)、連絡帳 (70円)、自由画帳 (320円)、クレヨン16色 (620円)、出席帳4・5歳 (340円)、3歳 (320円)、ハサミ (475円)、粘土ケース (350円)、のり (110円) 等が必要となる場合があります。

※購入金額は業者の変更、個数によって変動する場合があります。

オムツ定額にかかる徴収

- ・感染症対策（使用後のオムツをフィルムで包み処分する）
- ・衛生対策（使用後のオムツを園で産業廃棄物として処分する）
- ・園児・保護者の負担軽減
- ・オムツはパンパース、ムーニーマンを使用します。
- ・おしり拭きはムーニーマンを使用します。

対 象	内 容	金 額
0, 1 歳児	オムツ（1日4～5枚） おしり拭き（1箱）	月額 2,900 円
2 歳児	オムツ（1日3～4枚） おしり拭き（1箱）	月額 2,600 円 または 1枚 50 円（単価設定）
3 歳児	オムツ（必要数） おしり拭き（必要数）	1枚 50 円（単価設定）

2歳児からは、パンツトレーニングが終了し常時オムツ使用が必要なくなった場合は1枚あたりの単価設定に移行できます。

月に7日以上欠席園児には使用しなかったオムツを支給します。（月最大50枚まで）

その他の利用者負担等

その他の利用者負担が必要な場合は、「クラスだより」を通じてご説明、お願いをいたします。

例 親子遠足等にかかる園児以外の参加者にかかる実費等